

## 八街市献血推進協議会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 市は、献血思想の普及及び献血制度の適正かつ円滑な運営の確保に資するため、八街市献血推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、その目的達成のため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 住民に対する積極的な献血思想の普及に関すること。
- (2) 職域、地域又は住民による献血の実施及び推進に関すること。
- (3) 献血計画の策定に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要と認めること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師会等の保健医療関係団体の代表者
- (2) 学校等の代表者
- (3) 衛生組織等の代表者
- (4) 関係団体等の代表者
- (5) 事業所等の代表者
- (6) 公募の市民
- (7) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは解任するものとする。

5 補欠等により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長には市長をもって充て、副会長は委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 協議会において必要と認めるときは、市職員その他関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報償)

第7条 委員の報償は、予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。